

東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備  
に係る事前届出等に関する条例施行規則

平成26年11月4日 台東区規則第58号

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例（平成26年6月台東区条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(住戸の総戸数等の算定方法)

第3条 次の各号に掲げる場合における条例第2条第1号に規定する住戸の総戸数、敷地面積及び延べ面積の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 敷地を拡張する場合 当該拡張する部分に係る敷地面積並びに建築物の住戸の総戸数及び延べ面積

(2) 建替えをする場合 当該建替えをする建築物に係る住戸の総戸数、敷地面積及び延べ面積

(保育所等)

第4条 条例第2条第5号に規定する東京都台東区長（以下「区長」という。）が認める保育所等は、次に掲げるものとする。

(1) 小規模保育事業所

(2) 事業所内保育事業所

(3) その他区長が特に認めるもの

(適用除外)

第5条 条例第3条第3号の区長が認める建設事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成23年台東区告示第195号に定める東京都市計画浅草六区地区地区計画の区域に係る建設事業
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が行う建設事業（東京都台東区上野公園の区域に係る建設事業に限る。）
- (3) 立地条件等により、保育所等の整備が困難と認める建設事業

(建設事業の届出)

第6条 事業者は、条例第4条第1項の規定により届出を行うときは、建設事業届出書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 条例第4条第1項の規則で定める建設事業に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の所在地及び名称
- (2) 建設事業地の所在及び敷地面積
- (3) 住戸の総戸数及び内訳
- (4) 建築物の主要用途並びに構造、階数及び延べ面積
- (5) 建設事業完了予定時期
- (6) 就学前人口の増加の見込み
- (7) 保育所等の設置計画の有無
- (8) その他区長が必要と認めるもの

3 事業者は、条例第4条第2項の規定により届出を行うときは、

建設事業変更届出書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

4 事業者は、条例第4条第3項の規定により届出を行うときは、建設事業中止届出書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

（協力の要請）

第7条 区長は、条例第5条の規定により要請を行うときは、協力要請書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

（協力の要請への回答）

第8条 事業者は、条例第6条の規定により回答を行うときは、協力要請への回答書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（事前届出に係る確認）

第9条 区長は、条例第7条の規定により事前届出に係る確認を行った場合は、事前届出に係る確認済通知書（第6号様式）により事業者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年12月25日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。